

平成25年度 市町村交通災害共済加入について

交通災害共済とは、皆さんが会費を出し合い、交通事故によってけがをしたり、死亡したときに見舞金が支払われる助け合いの制度です。

平成24年度分の共済期間は平成25年3月31日で満了します。平成25年度分の加入申し込みを受け付けています。

■加入方法／最寄りのゆうちょ銀行・郵便局に備え付けてある加入申込書に記入し、窓口で加入申し込み手続きをしてください。役場では加入申し込みができません。ご注意ください。

■加入できる方

- ①松伏町にお住まいで、松伏町に住民登録のある方
 - ②①の住民に扶養されている方で、修学のため松伏町以外に転出している方
- ※上記資格のない方が加入されても見舞金給付の対象になりません。

■共済期間／平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間

※4月1日以降の中途加入の場合は、加入申し込みをした日の翌日から平成26年3月31日までです。

■共済会費(年額)／一般900円 中学生以下500円

※1人1口に限ります。なお、途中で加入する場合も同額です。

▶対象となる交通事故や見舞金の金額など詳細については、町ホームページでご確認ください。

まちづくり整備課のお知らせ

公共下水道の供用開始について

4月1日に上河原地区の一部が新規に供用(使用)開始となる予定です。

供用開始後は、生活環境を改善するために、トイレ、台所、風呂などの排水を公共下水道に流すことが義務付けられます。早期の接続をお願いします。

接続のための宅地内の工事は、自費となります。また接続工事は、松伏町排水設備指定工事店以外では行うことができませんので、ご注意ください。

指定工事店の一覧は、町ホームページ、くらしの便利帳をご覧ください。

■受益者負担金について

供用開始区域の土地所有者には、下水道が整備されていない区域との不公平を軽減するため、公共下水道工事費の一部として、土地1㎡当たり650円の受益者負担金がかかります。4月下旬から、お支払のための申告書を送付します。必要事項を記入の上、返送してください。

■舗装復旧工事について

6月から、舗装復旧工事を行う予定です。

